

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認

原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認

「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証

訓練結果における教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善

原子力災害対策に係る要員の技能の習熟等

2 実施時期

平成29年9月3日(日)、4日(月)

3 訓練の対象となる原子力事業所

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4 参加機関等

政府機関: 内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体: 佐賀県、長崎県、福岡県、

玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、

平戸市、壱岐市、糸島市ほか関係市町村

事業者: 九州電力株式会社

関係機関: 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、

日本原子力研究開発機構 等

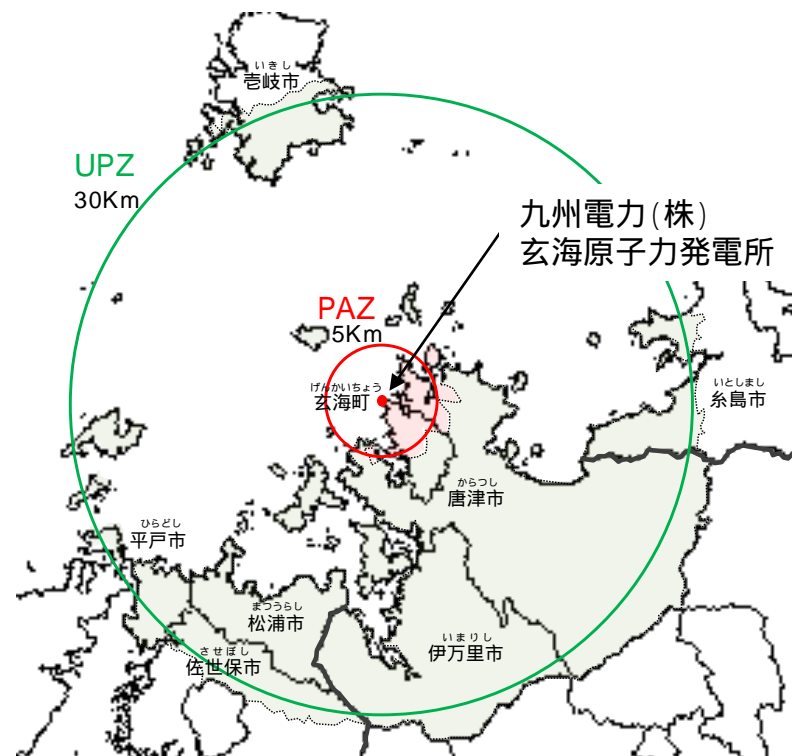
5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、以下の訓練を実施

(1) 迅速な初動体制の確立訓練

(2) 中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

(3) 住民避難等の実動訓練



PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

平成29年度原子力総合防災訓練の訓練内容

		1日目	2日目
午前	事業者訓練(事態収束活動)	地震発生により警戒事態発生	<p style="text-align: center;">全面緊急事態への対応 (住民避難等の実動訓練等)</p> <p>< 機能別訓練 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難 ・UPZ内住民の屋内退避 <p>< 機能別訓練 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・UPZ内住民の一時移転
		<p>警戒事態への対応 (迅速な初動体制の確立)</p>	
施設敷地緊急事態発生			
<p>施設敷地緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定)</p> <p>原子力規制委員会・内閣府原子力事故対策本部会議運営 複合災害に対応した非常災害対策本部・原子力事故対策本部合同会議運営 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の要配慮者の避難</p>			
午後	事業者訓練(事態収束活動)	全面緊急事態発生	<p>< 機能別訓練 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング ・UPZ内住民の一時移転
		<p>全面緊急事態への対応 (中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定)</p> <p>15条事象発生報告・上申 緊急事態宣言 複合災害に対応した原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議運営</p>	